

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A所在の労災保険法第35条の規定に基づく第二種特別加入者として労働局長から承認を受けている者である。

請求人は、平成〇年〇月〇日、B内のC建築現場で、足場の解体作業中、解体した踏板を持って工場のスレート屋根上を歩行していたところ、屋根が割れて約4.5メートル下のコンクリート地面に転落し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D救命救急センターに受診し「右急性硬膜下血腫、脳挫傷、左側頭骨骨折、左肩甲骨骨折、左肋骨多発骨折」等と診断され、同月〇日、E病院に転医し「左肩甲骨骨折」等と診断され、さらに平成〇年〇月〇日、F病院に受診し「左肩甲骨骨折、左第4・5肋骨骨折、脳挫傷」等と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）した。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第11級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が、障害等級第1 1級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人(請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。)は、障害認定後に発症したてんかんが、残存する障害に評価されていない旨主張するが、てんかんについては、治癒(症状固定)日以降に発症したものであり、原処分庁において再発として認定され、療養を継続しているものであることから、本件再審査請求の審査の対象にはならず、請求人らの主張は採用できない。

(2) また、請求人らが特に主張していないその他の請求人に残存する障害について、当審査会において一件記録を精査したところ、決定書理由に説示するとおり、当審査会としても、障害等級準用第1 1級に該当するものと判断する。

(3) なお、再発認定されているてんかんについては、治癒(症状固定)後、てんかんによる障害が残った場合、改めて障害認定に係る申請手続きが可能であることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第1 1級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。